

## 実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
--------------	----------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	4	勤労者生活の充実を図ること
施策目標	4-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
個別目標	1	中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること
		(主な事務事業) ・ 中小企業退職金共済事業
個別目標	2	勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること
		(主な事務事業) ・ 勤労者財産形成促進事業
個別目標	3	労働金庫の健全性のための施策を推進すること
		(主な事務事業) ・ 労働金庫監督検査事業
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 近年、終身雇用や年功賃金を中心とする雇用慣行が変化するとともに、経済社会情勢が変化中、勤労者が豊かで安定した生活を送れるようにすることを目的として、勤労者の退職後の資産確保、財産形成への支援、労働金庫の健全性確保といった施策を推進する。		
2 根拠法令等 ○ 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号) ○ 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号) ○ 労働金庫法(昭和28年法律第227号) ○ 銀行法(昭和56年法律59号)		
主管部局・課室	労働基準局勤労者生活部企画課 労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室 労働基準局勤労者生活部勤労者生活課	
関係部局・課室	-	

## 2. 現状分析

<p>(1) 中小企業において、退職金制度が大企業に比べ依然として普及していない状況であり、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。</p> <p>(2) 勤労者と自営業者の間の持家格差は依然大きく(※)、また、高齢化が進行する中で、老後の生活への準備の必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられる。 ※持家率 勤労者世帯58.5% 自営業主世帯80.6% 資料出所 総務省「住宅・土地統計調査」</p> <p>(3) 労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動及びこれらの構成員等のために金融の円滑を図ること等を目的として、労働金庫法(昭和28年法律第</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

227号)に基づき設立された会員制の共同組織金融機関であり、その業務の健全かつ適切な運営の確保のため、労働金庫法第94条及び銀行法第25条に基づく立入検査を引き続き適切に実施していく必要がある。

また、平成18年6月に金融商品取引法が成立(平成19年10月施行)し、金融機関が金融商品を販売(国債や投資信託の窓口販売等)するに際して遵守すべきルールとして、顧客への適切な説明・情報提供が重要になってきている。そのため、「顧客保護等管理態勢の整備・確認状況」が金融検査の独立した項目として新設されたところであり、このような観点からも、金融機関の業務の健全性等が図られるよう適切な立入検査を実施していく必要がある。

### 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数 (単位:人) (354,460人以上/平成19年度)	356,946	361,578	438,120	416,246	415,249 【117.1%】
2	勤労者財産形成融資の利用件数 (単位:件) (前年度以上/毎年度)	25,507 【108.5%】	15,177 【59.5%】	7,441 【49.0%】	5,386 【72.4%】	3,501 【65.0%】
3	全労働金庫に対する検査実施状況 (単位:%) (50%以上/毎年度)	50 【100.0%】	46 【92.0%】	50 【100.0%】	57 【114.0%】	43 【86.0%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数である。</li> <li>・指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課の調べによる。</li> <li>・指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。</li> </ul>						
施策目標の評価						
【有効性の観点】						
<p>(1)「雇用動向調査」(厚生労働省)によれば、常用労働者数5～299人の中小企業における労働者数に大きな変動がない状況にもかかわらず、平成19年度末における在籍被共済者数については、約291万人と前年から7万人程度増加するなど着実に増加しているところであり、中小企業における退職金制度の確立に資している。</p> <p>(2)勤労者財産形成促進制度については、財形融資事業を運用する独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標等に基づき、各種情報の提供を充実させることにより利用者である事業主の利便を図るとともに、制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図り、制度の利用促進を実施したことにより、勤労者の財産形成促進に寄与している。</p> <p>(3)労働金庫法94条、銀行法第25条に基づく立入検査により、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営が確保されている。</p>						
【効率性の観点】						
<p>(1)事業運営に係る経費の削減を図りつつも、平成23年度末で廃止されることとなっている適格退職年金からの移行について重点的な加入促進運動を実施し、効率的な普及促進等を実施していると評価できる。</p> <p>(2)勤労者財産形成促進制度については、特別会計改革の観点から平成19年度に労働保険特別会計からの補助金を廃止し効率性を高めるとともに、財形融資事業を運用する独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標等に基づき、引き続き適正な制度の運用を図っている。</p> <p>(3)労働金庫に対する検査については、検査終了後、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップも必要なことから、概ね2年に1回行っており、効率的に労働金庫の健全性を確保している。</p>						
【総合的な評価】						
<p>(1)中小企業退職金共済制度については、新規加入被共済者数に係る目標達成率を上回っており、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>(2)勤労者財産形成促進事業については、勤労者財産形成融資の利用件数の減少傾向は、近年の低金利や民間金融機関の経営戦略を背景とした商品との金利差が小さくなった</p>						

ことによるものと考えている。しかしながら、勤労者にとって自営業者との間の持家格差は依然大きく、また、高齢化が進行する中で、老後の生活への準備の必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられることから、今後とも引き続き本制度の活用促進を図ることとする。

(3) 労働金庫監督検査事業については、指標としている全労働金庫に対する検査実施状況について平成19年度では目標達成率は100%を下回っているものの、概ね2年に1回検査という計画に基づき実施しており、検査実施率は定着している。これにより、金融実態に応じた的確な検査を実施することができており、効率的に労働金庫の健全性が確保されていると評価できる。

#### 4. 個別目標に関する評価

個別目標1 中小企業退職金共済事業の普及促進等を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数 (単位:人) (354,460人以上/平成19年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	356,946	361,578	438,120	416,246	415,249 【117.1%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。</li> <li>・主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数である。</li> </ul>						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>「雇用動向調査」(厚生労働省)において、常用労働者数5~299人の中小企業における労働者数に大きな変動がない状況にもかかわらず、本制度の継続的な普及促進により、目標達成の指標である新規加入被共済者について、117%である415,249人が加入することとなり、本目標については、達成できたものと評価できる。</p> <p>また、平成19年度末における在籍被共済者数については、2,911,000人と前年から68,520人増加しており、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業のために、事業主の相互共済の仕組みと国の援助による本制度の継続的な普及に資している。</p> <p>さらに、加入促進活動の実施にあたっては、平成23年度末で廃止されることとなっている適格退職年金制度の受け皿として重点的な加入促進活動を実施し、制度の普及活動においても効率的に実施できたと評価できる。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 中小企業退職金共済事業						
平成19年度 : 11,653百万円(補助割合:「国1/2又は1/3」[事業主1/2又は2/3])						
予算額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要 : 中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的として、中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度である。これにより、事業主の相互扶助の仕組みと国の援助によって独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に退職金制度を確立しようとするものである。中小企業退職金共済事業の運営は、独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)が行っている。 <p>本制度は、主に常用労働者を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度」と、特定の業種に期間を定めて雇用される労働者を対象とする「特定業種退職金共済制度」とからなっており、平成20年3月末現在、一般の中小企業退職金共済制度には約290万人、特定業種退職金共済制度には約280万人の中小企業労働者が加入している。</p> <p>国は、本制度に対し、機構が行う掛金収納及び退職金給付等の基幹的業務並び</p>						

に、中小企業退職金共済法第83条で規定する掛金助成について、次の補助を行っている。

- (1) 機構の人件費・事務費補助
- (2) 掛金助成補助
  - ① 一般の中小企業退職金共済制度
    - イ 新規加入掛金助成 (1/2)
    - ロ 掛金月額変更掛金助成 (1/3)
  - ② 特定業種退職金共済制度
    - 新規被共済者掛金助成 (1/3)

<b>個別目標2</b> 勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	勤労者財産形成融資の利用件数 (単位:件) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。	25,507 【108.5%】	15,177 【59.5%】	7,441 【49.0%】	5,386 【72.4%】	3,501 【65.0%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、労働基準局勤労者生活部企画課の調べによる。						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>勤労者財産形成融資の利用件数の減少傾向は、近年の低金利や民間金融機関の経営戦略を背景とした商品との金利差が小さくなったことによるものと考えられる。しかしながら、勤労者にとって自営業者との間の持家格差は依然大きく(※)、また、高齢化が進行する中で、老後の生活への準備と必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられることから、今後とも引き続き本制度の活用促進を図ることとする。</p> <p>※持家率 勤労者世帯58.5% 自営業主世帯80.6% 資料出所 総務省「住宅・土地統計調査」</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 勤労者財産形成促進事業						
平成19年度 : 87百万円(補助割合:「国 / 」[ / ] [ / ])						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要: 勤労者財産形成促進制度は、貯蓄、持家取得といった勤労者の計画的な財産形成を国や事業主の援助、協力により促進し、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする制度である。 本制度は、勤労者が金融機関等と契約し、賃金から控除する方法により事業主を通じて行う「財形貯蓄制度」と、勤労者が自ら居住する住宅を建設するため等に必要な資金を事業主等に融資する「財形融資制度」等から成る。						

<b>個別目標3</b> 労働金庫の健全性のための施策を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	全労働金庫に対する検査実施状況 (単位:%) (50%以上/毎年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。	50 【100.0%】	46 【92.0%】	50 【100.0%】	57 【114.0%】	43 【86.0%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。						
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
労働金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するためには、労働金庫法94条、銀行						

法第25条に基づく立入検査を引き続き、適切に実施していく必要がある。個々の労働金庫について概ね2年に1回行っており、効率的に行われている。

概ね2年に1回という労働金庫に対する検査実施率の定着等により、金融実態に応じた的確な検査を実施することができており、効率的に労働金庫の健全性が確保されている。

また、立入検査の実施に当たっては、金融庁と連携しつつ、「金融検査に関する基本指針」に基づき、①検査官からの一方的な指摘ではなく、金庫との間の「双方向の議論」、②個別の取引の検証ではなく、内部管理態勢等のプロセス・チェック、等を重視した検査を実施するように努めており、この検査手法は、金庫の自主的・持続的な経営改善に向けた取り組みを促進するためには効率的である。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	労働金庫監督検査事業
平成19年度 予算額	11百万円（補助割合：[国 / ][ / ][ / ]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：労働金庫法第94条、銀行法第25条に基づき、労働金庫の健全性を確保するため、厚生労働本省職員が個々の労働金庫への立ち入り検査を実施し、労働金庫の業務及び財産（会計）を的確に把握している。	

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1	目標達成率 117.1%
指標2	目標達成率 65.0%
指標3	目標達成率 86.0%
（目標達成率を算定できない場合、その理由）	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）	
ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）	
（イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討	
（ロ）見直しを行わず引き続き実施	
（ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	
iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）	
（理由）豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため、今後とも適切に政策を実施することとするが、事務経費等の効率的執行に努めることなどにより、全体としては予算規模を前年度より縮小する。	
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）	
（施策目標に係る指標）	
i 指標の変更を検討	
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討	
（個別目標に係る指標）	
i 指標の変更を検討	
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討	
（理由）いずれも、豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため、今後とも適切に実施することとしている。	

## 6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）	なし
②各種政府決定との関係及び遵守状況	なし
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況	なし
④会計検査院による指摘	なし
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	

なし

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし